４２３－６	滅紛失証券（利賦札）発見届の受理

４２３－６－１	届出印廃止分以外の記名国債証券の取扱い

事　務　手　順	取　　扱　　要　　領
①受付	○　証券（利賦札）滅紛失届が提出された証券・利賦札について、これを発見した旨の申出を受けたときは、滅紛失証券（利賦札）発見届を提出させる。 ●　届出人が任意代理人または法定代理人等（法定代理人、代理権が付与されていない保佐人および補助人ならびに任意後見人をいう。）である場合には、４１９の３または４２７の手続の要否を確認のうえ、必要なときはその手続も併せて行う。 ⇒　４１９の３参照・委任状 ⇒　４１９の４参照・委任状等の代書 ⇒　４２７参照・記名者の行為能力に関する届出 発　見　届 記載例参照
②証券（利賦札）滅紛失届（写）との照合など	○　発見届に記載・押印されている証券の要項、届出人の住所・氏名・印影が、滅紛失届（写）と一致していることを確かめる。 ●　後記③❸のときは、発見届の印影が相違していても差支えない。 ＊　発見届に記載の住所・氏名（記名）が滅紛失届（写）と相違するときは、所要の手続をする。 ⇒　４２９参照・同時請求の取扱い ○　発見届の処理欄に店名・受付日付のほか、滅紛失届（写）により「滅紛失届受付日付」を表示する。 ●　滅紛失届（写）の処理欄に「発見届受付日付」を表示する。 ⇒　１４１②参照・受付証票類への店名などの表示
③発見届の送付など	○　次の区分に従って取扱う。

❶滅紛失 利賦札元利金（償還金）支払代証券交付請求書が提出されていないとき	● 発見届の欄外下部余白に「支払（交付）請求書未提出分」と記載し、業務局国債証券業務グループへ送付する。 ● 滅紛失の取扱が中止され、業務局から印鑑票が返送されてくるので、前記４１５②に準じて取扱う。
❷ 提出された請求書を業務局へ送付しているが、代証券または滅紛失利賦札元利金（償還金）支払通知書の送付を受けていないとき	● 直ちに業務局国債証券業務グループへ連絡し、その指示により上記❶または下記❸により取扱う。
❸ 業務局から代証券または滅紛失利賦札元利金（償還金）支払通知書の送付を受けているとき	● 発見された証券・利賦札を提出させ、失効証券類として取扱い、発見届と一緒に業務局国債証券業務グループへ送付する。 ⇒ ７２０参照・失効証券類の取扱い

○ 滅紛失届（写）は、用済分として保管（保管期間１年）する。

４２３－６－２ 届出印廃止分の記名国債証券の取扱い

事務手順	取扱要領
①受付	○ 証券（利賦札）滅紛失届が提出された証券・利賦札について、これを発見した旨の申出を受けたときは、滅紛失証券（利賦札）発見届を提出させるとともに、届出人の本人確認書類を呈示させる。 ⇒ ４１９の２参照・本人確認書類の種類および記録事項 ● 届出人が任意代理人または法定代理人等（法定代理人、代理権が付与されていない保佐人および補助人ならびに任意後見人をいう。）である場合には、４１９の３または４２７の手続の要否を確認のうえ、必要なときはその手続も併せて行う。 ⇒ ４１９の３参照・委任状 ⇒ ４１９の４参照・委任状の代書 ⇒ ４２７参照・記名者の行為能力に関する届出 発見届記載例参照
②証券（利賦札）滅紛失届（写）との照合など	○ 発見届に記載されている証券の要項、届出人の住所・氏名が、滅紛失届（写）と一致していることを確かめる。 ＊ 発見届の記載事項が滅紛失届（写）と相違するときは、所要の手続をする。 ⇒ ４２９参照・同時請求の取扱い ○ 発見届に記載されている届出人の住所・氏名が届出人の本人確認書類と一致していることを確かめる。 ○ 発見届の処理欄に店名・受付日付のほか、滅紛失届（写）

により「滅紛失届受付日付」を表示する。

● 滅紛失届（写）の処理欄に「発見届受付日付」を表示する。

⇒ １４１②参照・店名などの表示

○ 発見届の「本人確認書類等の記録」欄に届出人の本人確認書類の記録事項を記載する。

⇒ ４１５参照・本人確認書類の種類および記録事項

＊ 届出人である記名者が被保佐人または被補助人で保佐人または補助人に代理権が付与されていない場合（補助人にあっては、同意権が付与されている場合に限る。）には、記名者および保佐人または補助人の本人確認書類の記録事項を記載する。この場合、どちらの記載が保佐人または補助人の本人確認書類の記録事項か分かるように「保佐人」等の文言を併せて記載する。

○ 本人確認書類を届出人に返す。

＊ 郵送による提出の場合には、本人確認書類の写を廃棄する。この場合、適宜の書面を請求者に転送不要郵便で送付する（同時に行われた他の請求・届出により、証券または当該請求・届出にかかる書類が請求者に転送不要郵便で送付される場合を除く。）。

③発見届の送付など

○ 次の区分に従って取扱う。

❶ 滅紛失利賦札元利金（償還金）支払代証券交付請求書が提出されていないとき	● 発見届の欄外下部余白に「支払（交付）請求書未提出分」と記載し、業務局国債証券業務グループへ送付する。 ● 滅紛失の取扱いが中止され、業務局から氏名等届出書が返送されてくるので、前記４１５②に準じて取扱う。
❷ 提出された請求書を業務局へ送付しているが、代証券または滅紛失利賦札元利金（償還金）支払通知書の送付を受けていないとき	● 直ちに業務局国債証券業務グループへ連絡し、その指示により上記❶または下記❸により取扱う。
❸ 業務局から代証券または滅紛失利賦札元利金（償還金）支払通知書の送付を受けているとき	● 発見された証券・賦札を提出させ、失効証券類として取扱い、発見届と一緒に業務局国債証券業務グループへ送付する。 ⇒ ７２０参照・失効証券類の取扱い

○ 滅紛失届（写）は、用済分として保管（保管期間１年）する。

発見届の記載例

宛先（日本銀行本支店名または代理店名）および太枠の欄にご記入下さい。 発

書 式 No.205

注意　1．支払期日欄は
①最終支払期日分までの利賦札を連続して発見したときは、「　年　月　日渡以降」と記載して下さい。
②一部の利賦札を発見したときは、当該利賦札の支払期日を「　年　月　日渡」または「　年　月　日渡～　年　月　日　渡」と記載して下さい。
2．既に代証券の交付または元利金（償還金）の支払を受けているときは、発見した原証券（利賦札）を本届出書に添付して返還して下さい。

○○ **滅 紛 失 証 券 （ 利 賦 札 ） 発 見 届**

~~日本~~ 銀 行 ○○支店

御 中

日 付	3．12．6

郵 便 番 号	〒	×	×	×	―	×	×	×	×
住 所	○○市△△町２－３－４								
電 話 番 号	×××× ― ×× ― ××××								
氏 名	甲 野 花 子								

捨印※ ② 甲野　　印※ ② 甲野

①

※届出印廃止国庫債券（氏名等届出書が発行されたもの）の場合には押印不要です（捨印欄を含む）。

下記証券（利賦札）を発見しましたから届けます。

国債名称	第四回特別弔慰金国庫債券			記 名	甲 野 花 子
記 号	い	証券の券面種類	３００ 千円券	元利金（償還金）支払場所	○○銀行○○支店

証券の番号（右詰で記入）							発見した利賦札の内訳（元号を含め利賦札記載のとおりに記入）	
1	2	3	4	5	6	7	支払期日 昭和６５年６月１５日渡以降 ③	6 枚

合 計 枚 数（日本銀行記入欄）	枚	合計額面金額（日本銀行記入欄）	千円

（取扱機関処理欄）

郵便局	日本銀行本支店または代理店		業 務 局
日 付 印	受付印（店名・日付） ⑤ 3.12.6 ○○銀行○○支店	受入済印（統轄店）	受付印
減紛失届受付日付 ④ ３．１０．５	同時請求 記名変更	住所変更 改 印	

本人確認書類等の記録【届出印廃止国庫債券（氏名等届出書が発行されたもの）の場合のみ記入】

・書類名称または番号：　　・発行番号等：

・発行体名称：　　・発行年月日：　　年　　月　　日

⑦

⑥ 「支払（交付）請求書未提出分」 発

① 法定代理人等から請求を受けた場合の記載例

● 親権者のとき　（住所）　親権者の住所
（氏名）　「甲野一郎（未成年者の氏名）
親権者　甲野　太郎（父）㊞
甲野　花子（母）㊞

② 届出印廃止分の場合には、押印は要しない。

③ 一部の利賦札を滅紛失したもののときは、「〇年〇月〇日渡～〇年〇月〇日渡」または「〇年〇月〇日渡」とする。

利賦札に表示された年月日どおりに記載する（改元後の年月日が改元前の元号により表示されている場合であっても書換える必要はない。）。

④ 「滅紛失届受付日付」を表示する。

⑤ 店名・受付日付を表示する。

⑥ 滅紛失 利賦札元利金（償還金）支払代証券交付 請求書が提出されていないときに表示する。

⑦ 届出印廃止分の場合には、届出人の本人確認書類の記録事項を記載する。

● 届出人が記名者のときの記載例
・書類名称または番号：19　・発行番号等：第 012345678900 号
・発行体名称：〇〇公安委員会　・発行年月日：令和 3 年 4 月 1 日

● 届出人が法定代理人（親権者）２名（父母）のときの記載例
・書類名称または番号：甲野太郎 19　・発行番号等：甲野太郎 第 012345678900 号
甲野花子 19　甲野花子 第 123456789010 号
・発行体名称：甲野太郎 〇〇公安委員会　・発行年月日：甲野太郎 平成 30 年 10 月 1 日
甲野花子 〇〇公安委員会　甲野花子 令和 3 年 4 月 1 日